

# 全国商工新聞

第2847号 付録 富士宮版(富士宮民商ニュース)

## 富士宮市交渉行われる

富士宮民商では9月3日の税務署交渉

に続き、翌日4日に市役所交渉(不況問題懇談会)を行いました。佐野清明・若林しづ子・渡辺佳正の三相談役が司会進行を務めました。この懇談会は、毎年行われ(昨年1年だけは民商側の行事と重なり開催できませんでした)、今年は、①静岡

地方税滞納整理機構の問題 ②国保税の滞納問題と資格証明書の発行取りやめ要求 ③今後の市諸税滞納の対策 ④富士中央病院との合併が噂される市立病院の今後 ⑤検討に入っている地域振興条例の中間報告 ⑥その他 をテーマにしました。

### 静岡地方税滞納整理機構

「静岡県地方税滞納整理機構の今年度移管枠は1000件。内富士宮枠は機構の側から指定され、20件となっている。来年も20件、3年目から処理件数割りが導入され、何件取り扱つかはフリーとなる。」

市側の窓口である「くらしの相談課」に前もって提出した要望書に基づき、各課の事務担当者が懇談会に集められました。くらしの相談課長(くらしの相談課)・寺田

どういう人が滞納整理機構に送られるのか、送る対象者の条件を問うたところ次ぎのようでした。

くらしの相談係長・佐野納税係長(収納課)・諏訪部保険給付係長(保険年金課)・佐野資格賦課係長(保険年金課)・中村庶務

「滞納額が本税(延滞税・加算税以外の税金)で100万円を超えている人で次のいずれかに該当する人。

係長(市立病院庶務課)・堀江福祉企画係長(福祉企画課)・市川健康増進係長(健康増進課)・佐野工業労政係長(商工観光課)

A 少額分納をしている者で、毎年新規の市税等を加えても滞納額が累積していく者(1分割納税しているけれど、納める額以上に税金が溜まっていく

緊急署名をたくさん集めましょう。10月22日に東京集会にもって行きます。

人。  
B 納税の催告(文書)とする納税や納税相談での市役所への来所(要請)に応じない人(1例えは、呼び出しを無視する人)。  
C 分納の約束をしたが、約束どおり納めない人(納められない月があった場合、直接納税相談に来るとか、電話連絡をする人は除かれると考えられる)。  
D 時効の中断をする必要がある人(地方税法の消滅時効は5年と定められているので、納税可能な滞納者の滞納税金を放つて置くこと徴収する権利が消滅してしまふ。そこで、古い滞納税金を徴収するために「時効中断」の手続きをとることが必要になる)。  
E 財産があるにも関わらず、納税しない人。  
F 財産が不動産しかない人。  
G 滞納者の財産が他市にあるため、他市の調査をすべき人。  
H 悪質滞納者。  
I 滞納者が遠方にいる場合。  
J 広域連合で滞納整理したほうが望ましい場合。」

「場合。」  
現在20件ですが、条件に該当する滞納者は市内で852件あり、世帯主以外の家族の分を含めると、その数は1千件を超すそうです。

滞納整理機構に滞納税金債権が送られた場合、その収納責任者は市長から滞納整理機構の長に移ります。滞納整理機構は差押え等の滞納整理事務を取り扱つて、納税相談も取り扱います(従つて送られてすぐに差押え手続きに入るといわけではないということになります)。送られた滞納者の納税相談窓口は、元の市町村ではなく静岡市にある滞納整理機構です。たとえ、後に納税できる条件ができたとしても、元の市町村に差し戻しにはならず1年間は滞納整理機構が責任を持って滞納整理を進めることとなります。1年経過後は滞納整理ができよう(と)できまいと滞納税金債権は元の市町村に返還されるそうです。

従つて、滞納整理機構に送られた場合、納税相談については富士宮市の市民税課窓口で行えなくなるため、民商の緊急対策部も分納交渉の手伝いで動きつらくなります。

### 国保税

平成19年10月1日での短期保険証の発行件数は720件、資格証明書は604件です。また、平成19年度の減免件数は4件(理由：失業1件、廃業1



件、病気2件)でその額は618,600円。同年度での差押え件数は預貯金・生命保険等の債権が64件、不動産は77件、計141件でした。

さて、これまでの富士宮市との懇談会では、富士宮市側の回答で、資格証明書を交付している人は、納税相談にも来ない、弁明書も出さないという、いわゆる「ずるい人」ということでした。しかし、今回、県連から手に入れた静岡県下の各市町村における短期保険証と資格証明書の発行件数のリストを見たところ、人口比で富士宮市が資証明書の発行件数が多かったのをそれを指摘しました。他の市町村に比べて富士宮市のほうが「ずるい人」が多いということか? どういう違いがあるのか?

市側の回答は他市と比較したことがないのでわからないとのこと。来年の懇談会までの宿題としました。ちなみに資格証明書の発行済み件数、604件のうち弁明書の提出があったのは全体のうち2件のみ。しかも提出された書面に書かれた内容が「払えない」だけでは判断しよつがないという回答でした。

最近、さいたま市に代表されるような、資格証明書の発行を取りやめている自治体が増えているが、資格証明書を発行して収納率は改善したかを問うとともに、制裁行政をやめて資格証明書の発行をやめるよう検討を要望しました。

収納率については、国保が税金の収納全体から見たら一部なので、それだけを取り出すことはできないということ

した。

### 今後の滞納対策

税源委議や後期高齢者医療制度の導入で懸念される諸税滞納額の増加対策を問いましたところ、「不動産債権の差押え強化で収納率を高める。」といった後ろ向きの方策でした。

### 病院の合併問題

市立病院と富士中央病院の統合が巷で噂されているので、統合された場合、富士宮市民の医療と健康はどうなるのか市立病院の担当者に聞きました。

回答は次のようでした。  
医師の確保ができるかどうか不明のため現時点では統合は考えていない。病診連携を強化しながら医療崩壊にならないように努力していく。

病診連携については、市立病院から開業医(いわゆる町医者)への紹介を「逆紹介率」で示せば、平成15年当時9%だったものが平成19年には40%に増加している。

### ⑤ 地域振興条例

近年、全国の市区町村で地域振興条例を制定しています。隣の富士市でも作られました。富士宮市でも作るという動きがあり商工会議所に検討させているという話を聞いています。検討はごまかして進んでいるのか聞いてみました。また、策定に当たっては広く中小業者・地域住民の意思を反映させるようにし、中企

業・小企業だけでなく就労者5人未満の零細業者も含め利用できるよなものをいけるように要望しました。

当局的回答は、つぎの様でした。

「商工会議所で「地域経済活性化委員会」を平成18年に立ち上げ会議を始めようとしていることです。平成17年に中小企業基本法ができ、自助努力が強調された。当局の方でもプロジェクトチームをつくり、近隣の都市視察を視察したりして市の特性を盛り込むつもりでいる。商工会議所に任せせず、市がリーダーシップをもって制定する。例えば隣の富士市の条例は、地場産業の製紙業を重視してつくられているが、富士宮市は市長のフードバレー構想を盛り込んだ商業・観光・畜産を包括したものを検討していきたい。

今は、検討中のことなのでごまかして行っているのは報告できない。なお、制定の直前には、パブリックコメントを設けて市民の意見を聞くことにする。

この件についての窓口は商工観光課なので意見はこまめに受け付けます。」

### その他

事前に提出した要望書には載せていなかったため、事務担当者は参加していませんでしたが、「宮バス」の運行地域拡大について申し入れてきました。

## お知らせ

9月24日(水)夜7時より  
ボーリング大会／江戸屋ボウル

9月25日(木)夜7時より  
県連拡大推進委員会

9月27日(土)夜7時半より  
民商三役会

9月27日(土)10時～4時半  
静岡地方自治研究会／あざれあ

10月5日(日)2時～4時  
日本共産党演説会／宮原区民館  
弁士 参議院議員 井上さとし

10月4日(土)～5日(日)  
県連幹部学校／館山寺

10月12日(日)  
キャラバン宣伝行動  
午前 富士宮市内(富士宮民商)  
午後 富士市内(富士民商)

10月22日(水)  
10・22中小業者決起集会

10月26日(日)  
／日比谷野外音楽堂  
民商交流会／沼久保グラウンド

会費は今年も一会員(家族)2千円で  
す。9月から集め始めます。

